

令和7年度第1回岩手県アレルギー疾患医療連絡協議会

日時：令和7年7月29日（火）18時30分～20時00分

場所：県庁12階 特別会議室（WEB併催）

次 第

1 開会

2 挨拶

3 構成員紹介

4 会長の互選及び職務代理者の指名について

5 議題

- （1） 令和7年度岩手県アレルギー疾患対策事業計画について
- （2） 岩手県アレルギー疾患医療拠点病院における令和7年度診療体制及び取組計画について
- （3） 各関係団体におけるアレルギー疾患対策の取り組み状況について
- （4） 乳幼児アレルギー疾患患者の実態把握について
- （5） その他

6 閉会

<配付資料>

資料1 令和7年度岩手県アレルギー疾患対策事業計画

資料2 令和7年度岩手県アレルギー疾患医療拠点病院医療体制及び取組計画

資料3 関係機関におけるアレルギー疾患対策の取り組み状況について

資料4 乳幼児アレルギー疾患患者の実態把握について

岩手県アレルギー疾患医療連絡協議会構成員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
1	赤 坂 真奈美	岩手医科大学医学部 小児科学講座 教授	(WEB)
2	天 野 博 雄	岩手医科大学医学部 皮膚科学講座 教授	
3	金 村 清 孝	一般社団法人岩手県歯科医師会 理事	(WEB)
4	北 舘 真由美	盛岡市子ども未来部母子健康課 栄養副主幹	
5	木 村 啓 二	独立行政法人国立病院機構 盛岡医療センター 院長	
6	佐々木 美 香	独立行政法人国立病院機構 盛岡医療センター 統括診療部長	
7	瀬 川 郁 雄	一般社団法人岩手県医師会 常任理事	(WEB)
8	高 林 江 美	一般社団法人岩手県薬剤師会 常務理事	
9	千 葉 隆 史	一般社団法人盛岡市医師会 理事	新
10	藤 本 穰	岩手医科大学医学部 内科学講座リウマチ・膠原病・アレルギー内科分野 教授	新
11	長 島 広 相	岩手医科大学医学部 内科学講座呼吸器内科分野 特任准教授	
12	松 本 主 之	岩手医科大学医学部 内科学講座消化器内科分野 教授	欠席
13	村 里 智 子	独立行政法人国立病院機構 盛岡医療センター 管理栄養士	
14	目 時 の り	公益社団法人岩手県看護協会 常務理事兼教育部長	
15	山 内 広 平	医療法人松誠会 滝沢中央病院 院長	
16	山 内 美 枝	いわてアレルギーの会 代表	
17	吉 岡 美 子	公益社団法人岩手県栄養士会 会長	

任期：令和9年6月30日まで

【事務局】

1	千葉 智 貴	岩手県保健福祉部 健康国保課総括課長	
2	阿部 功 博	〃 健康国保課 健康予防担当課長	
3	小野 償 子	〃 〃 特命課長	
4	坂下 藤 子	〃 〃 主任	
5	高橋 栞 菜	〃 〃 技師	
7	佐賀 唯 衣	〃 子ども子育て支援室 主任	
8	菊池 英 里	岩手県教育委員会事務局 保健体育課 指導主事	
9	山 生 睦	〃 〃 指導主事	

岩手県アレルギー疾患医療連絡協議会設置要綱

(目的)

第1 本県におけるアレルギー疾患対策を推進するため、適切な医療提供及び相談支援に係る持続可能な体制の構築に向けて、岩手県アレルギー疾患医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「アレルギー疾患対策基本法」（平成26年6月27日法律第98号）に規定する岩手県のアレルギー疾患対策に関すること。
- (2) アレルギー疾患に係る診療連携体制の整備並びに情報提供及び人材育成等の推進に関すること。
- (3) その他総合的なアレルギー疾患対策の推進に必要な事項。

(組織)

第3 協議会は、保健福祉部長が就任を依頼する構成員20人以内をもって組織する。

2 構成員の任期は2年間とする。

3 構成員に欠員が生じた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4 協議会に会長を置き、構成員の互選とする。

2 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長が事故等で不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(会議)

第5 協議会は、保健福祉部長が招集する。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、保健福祉部健康国保課において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月6日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。